

赤穂市障がい者福祉長期計画

第4次赤穂市障がい者福祉プラン

第7期赤穂市障がい福祉計画

第3期赤穂市障がい児福祉計画

(案)

令和5年〇月

赤穂市

ごあいさつ

市長挨拶を挿入予定

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	4
3. 国の基本計画について	5
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の期間	7
6. 障がいのある人の定義	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
1. 人口の推移	11
2. 障がい者手帳所持者数の状況	12
3. 身体障害者手帳所持者の状況	12
4. 療育手帳所持者の状況	13
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
6. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況	14
7. 特定医療費（指定難病）受給者数の状況	15
8. 小児慢性特定疾病受給者数の状況	15
9. 調査結果について	16
10. 団体調査結果について	30
第3章 障がい者福祉プラン	33
1. 基本理念	35
2. 基本目標	36
3. 重点課題への対応	38
4. 施策体系	39
5. 施策の展開	40
基本目標1. 共に生きるための理解と交流の促進	40
1-1 障がいに対する理解の促進	40
1-2 福祉の担い手の育成	42
1-3 参画・協働と交流の促進	44
1-4 文化芸術、スポーツ等の振興	46
基本目標2. いつまでも安心して暮らせる地域づくり	47
2-1 相談・情報提供体制の充実	47
2-2 障害福祉サービス等の充実	49
2-3 安心して暮らせる環境の整備	51
2-4 防災・防犯対策の充実	52
2-5 経済的な支援	53
2-6 権利擁護の推進	54

基本目標 3. 一人ひとりに応じた働き方への支援	55
3-1 一般就労に向けた支援	55
3-2 福祉的就労の支援	56
基本目標 4. 保健・医療体制の充実	57
4-1 保健サービスの充実	57
4-2 医療とリハビリテーション体制の確保	58
基本目標 5. 子どもの健やかな成長のための支援	59
5-1 療育の充実	59
5-2 特別支援教育等の充実	60

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。我が国は翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このようなさまざまな法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に条約に批准し、その後も国により障がい福祉の向上に向け、法律の見直しや新たな施策の検討が行われています。

本市では、平成30（2018）年3月に「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」、令和3（2021）年3月に「第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

上記計画の「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」および「第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画」について計画期間が令和5（2023）年度で終了することから、本市の障がい福祉施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第4次赤穂市障がい者福祉プラン・第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画」（これら3計画を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画」という。）を策定します。

2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成25(2013)年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成24(2012)年10月には「障害者虐待防止法」、平成28(2016)年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成28(2016)年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30(2018)年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、平成30(2018)年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元(2019)年の「読書バリアフリー法」施行、令和2(2020)年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3(2021)年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4(2022)年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行等、障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) バリアフリー法の施行(平成18年12月20日)
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日)
平成26(2014)年	障害者権利条約の発効(平成26年2月19日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法の施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(平成30年6月13日)

令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（令和元年6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（令和2年6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 （令和4年5月25日）

3. 国の基本計画について

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：2023～2027年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。

本市においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障害の有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

4. 計画の位置づけ

① 障がい者福祉プラン【6か年計画】

本市で言う「障がい者福祉プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

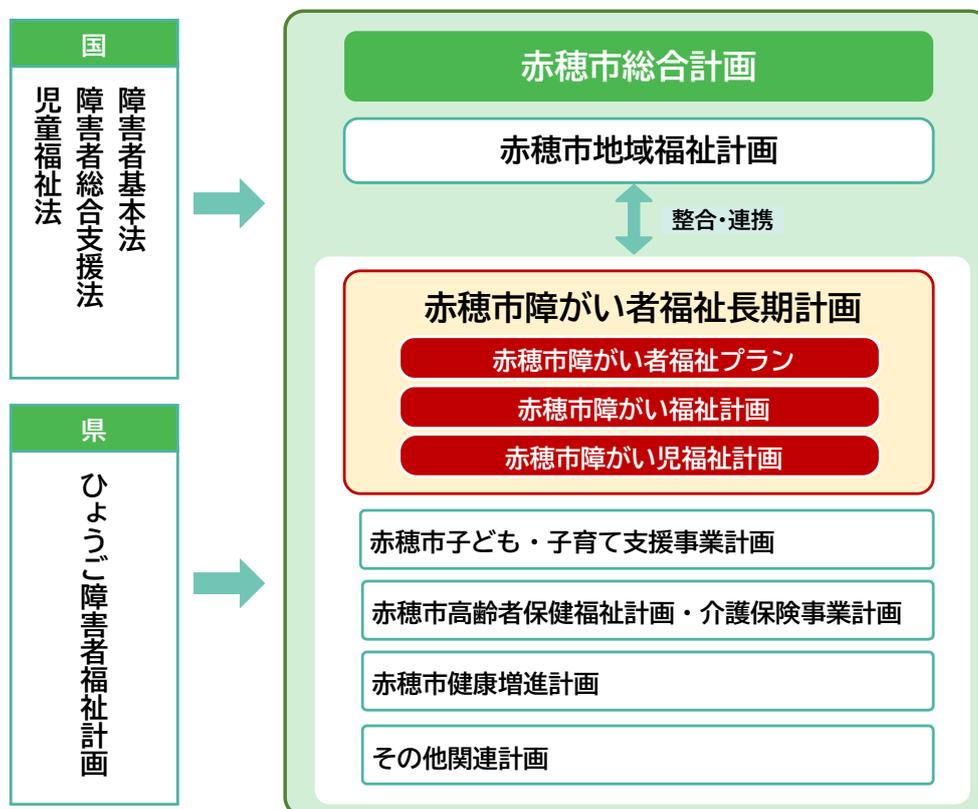
② 障がい福祉計画【3か年計画】

本市で言う「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

③ 障がい児福祉計画【3か年計画】

本市で言う「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

※本市では上記①～③の3計画を一体として「赤穂市障がい者福祉長期計画」と位置づけています。



5. 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	2030赤穂市総合計画					
地域福祉計画	第3期地域福祉計画			第4期地域福祉計画		
障害者計画	第4次障がい者福祉プラン					
障害福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画	第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画			第10期計画		

6. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

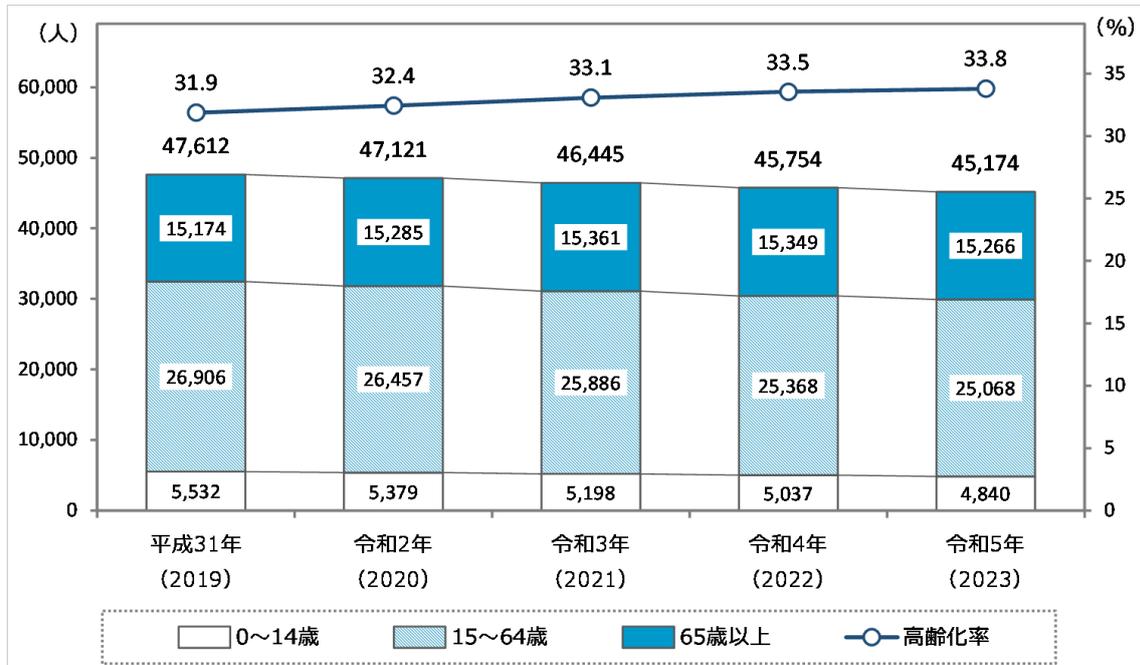
※ 本計画においては、法律等に基づく用語や固有名詞等については「障害」と表記しています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口の推移

市の総人口は減少で推移しています。また、高齢者（65歳以上）の人口も減少に転じていますが、高齢化率は増加で推移しています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆

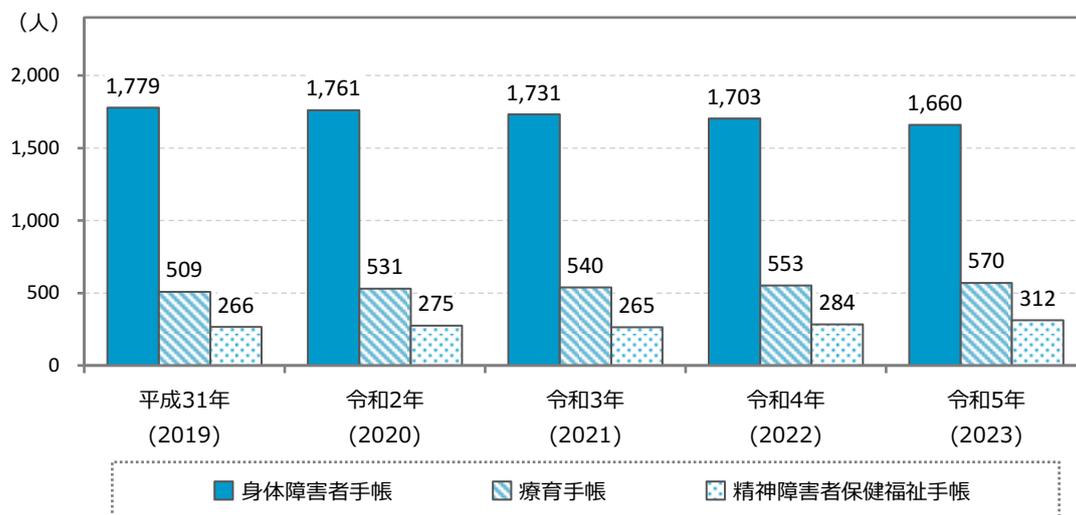


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 障がい者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は減少から横ばいで推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加で推移しています。

◆障がい者手帳所持者数の推移◆

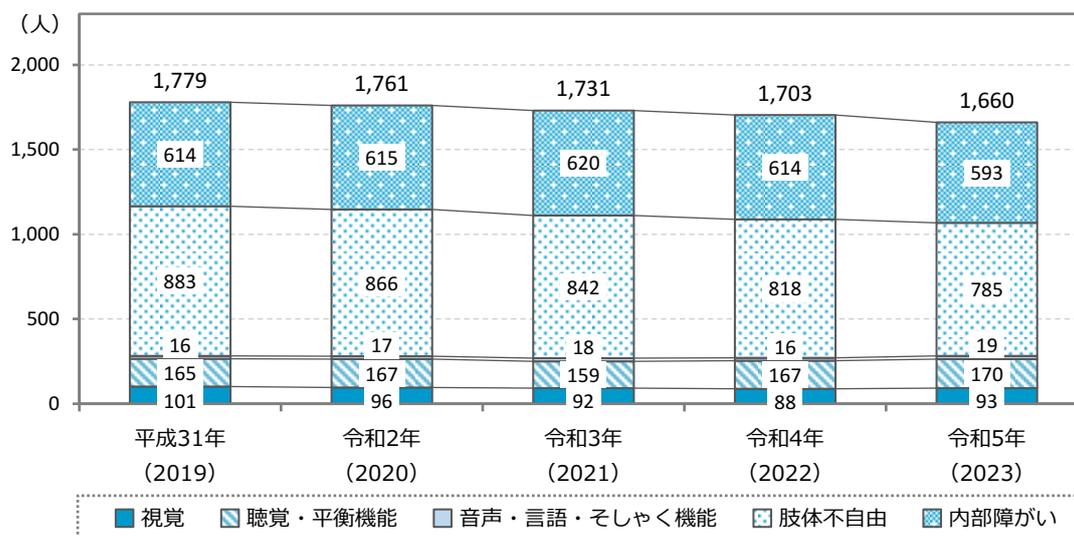


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 障がい部位でみる身体障害者手帳所持者数

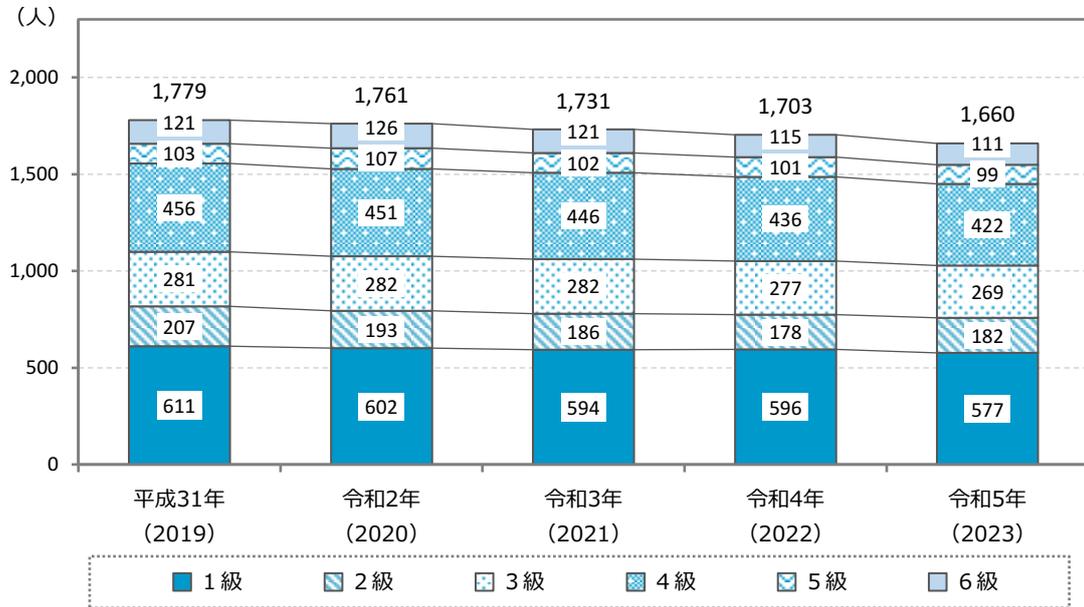
障がい部位別の推移を見ると、「聴覚・平衡機能」と「音声・言語・そしゃく機能」は微増傾向にありますが、その他は概ね減少傾向で推移しています。



資料：赤穂市（各年3月31日現在）

(2) 障がい程度でみる身体障害者手帳所持者数

障がい程度の推移を見ると、総数は減少傾向にあり、それぞれの等級も概ね減少傾向で推移しています。

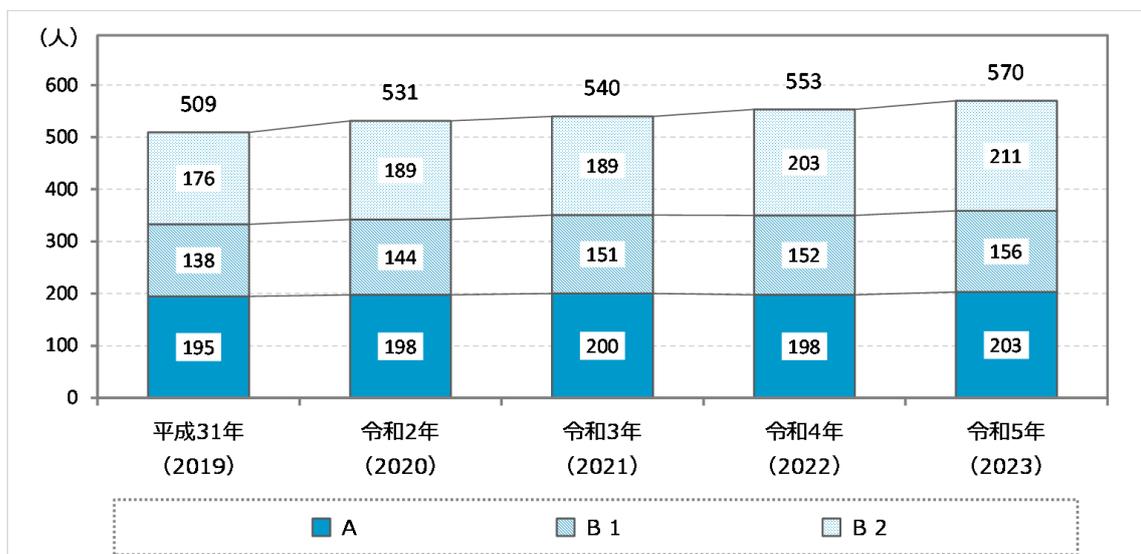


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

4. 療育手帳所持者の状況

障害程度別の推移を見ると、いずれの判定も年々増加傾向にあります。

◆判定別療育手帳所持者数の推移◆

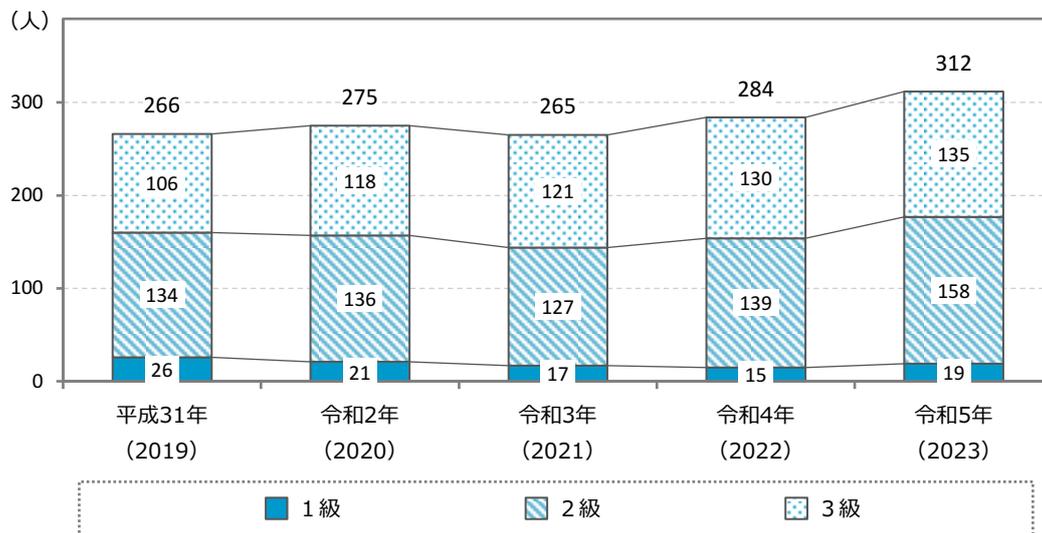


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

「1級」は減少傾向ですが、「2級」と「3級」は増加傾向で推移しています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◆

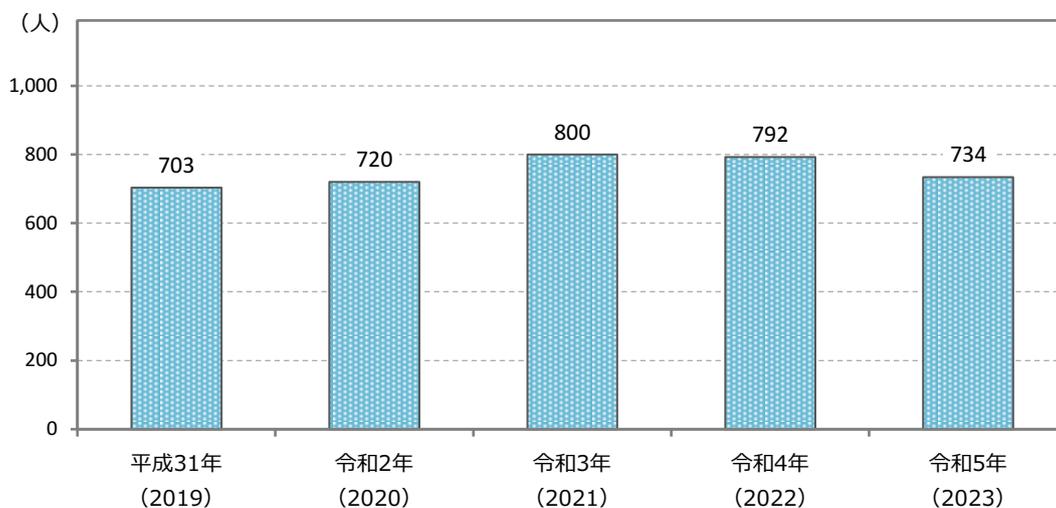


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

6. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和3（2021）年をピークに減少傾向にあります。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆

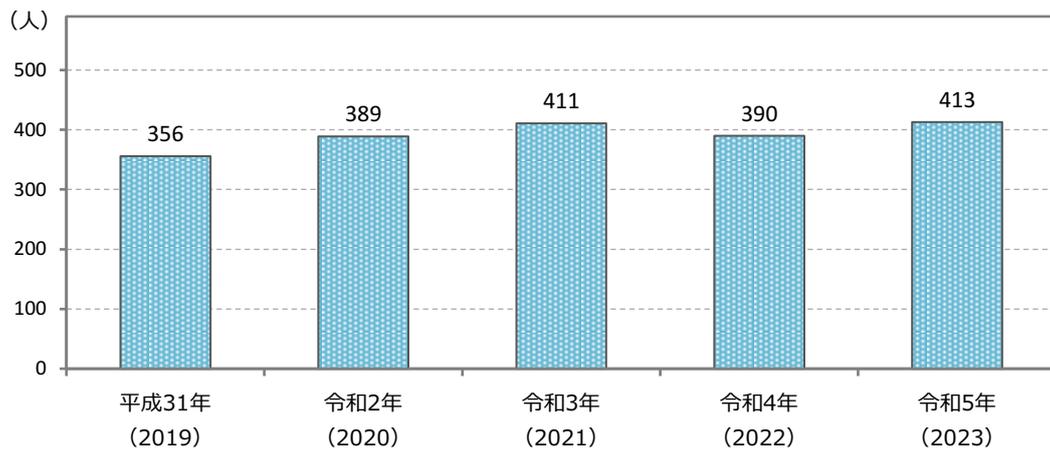


資料：兵庫県（各年3月31日現在）

7. 特定医療費（指定難病）受給者数の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和4（2022）年で減少しましたが、令和5（2023）年は増加に転じました。

◆特定医療費（指定難病）受給者数の推移◆

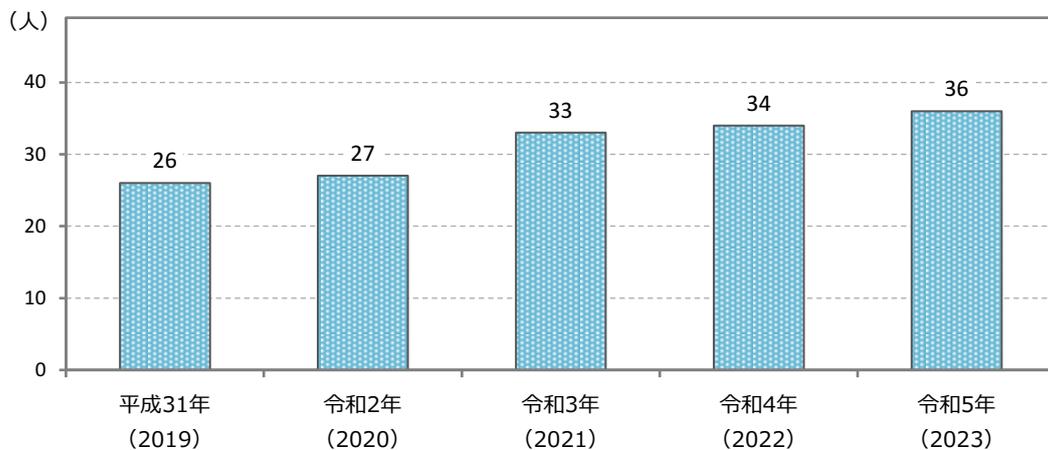


資料：兵庫県（各年3月31日現在）

8. 小児慢性特定疾病受給者数の状況

小児慢性特定疾病受給者数は、年々増加しています。

◆小児慢性特定疾病受給者数の推移◆



資料：兵庫県（各年3月31日現在）

9. 調査結果について

本計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人およびその家族等に調査を実施しました。以下、「18歳以上」を対象とした調査と「18歳未満」を対象とした調査に分けて、結果の概要を記載します。

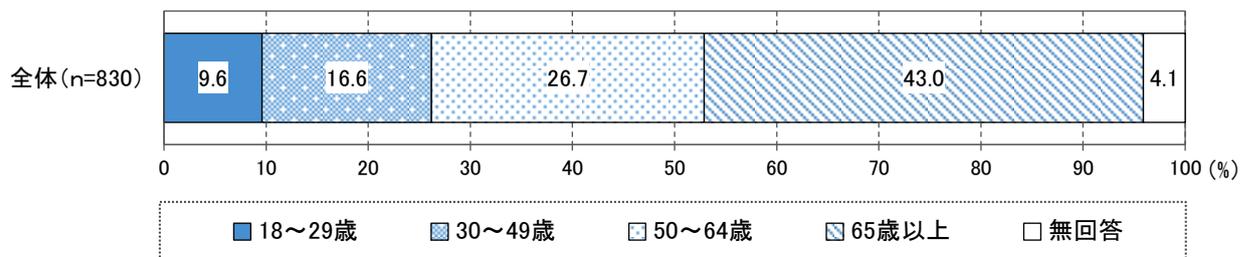
「18歳以上」を対象とした調査

・調査対象	18歳以上の障がい者およびその家族等
・調査対象者数	1,400人（無作為抽出）
・回収数（率）	830票（59.3%）
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	令和4年11月17日～12月1日

（1）年齢・家族構成等

① 年齢

年齢は、「65歳以上」が43.0%と最も高く、次いで、「50～64歳」（26.7%）、「30～49歳」（16.6%）の順となっています。



② 介助者

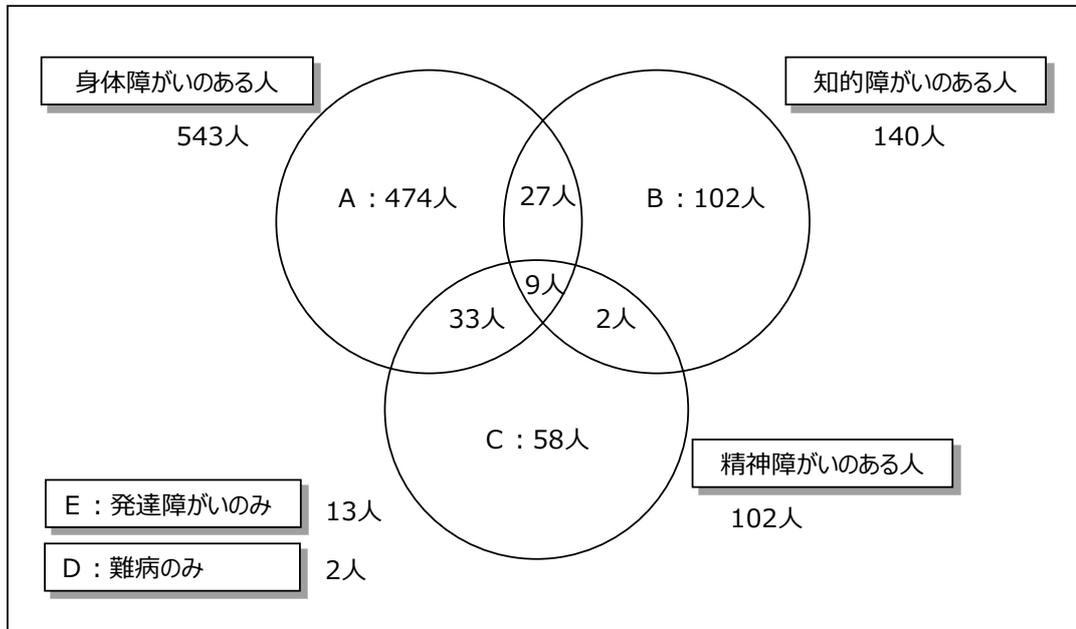
介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.1%と最も高く、次いで、「配偶者（夫または妻）」（34.8%）、「ホームヘルパーや施設の職員」（20.8%）の順となっています。

(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール

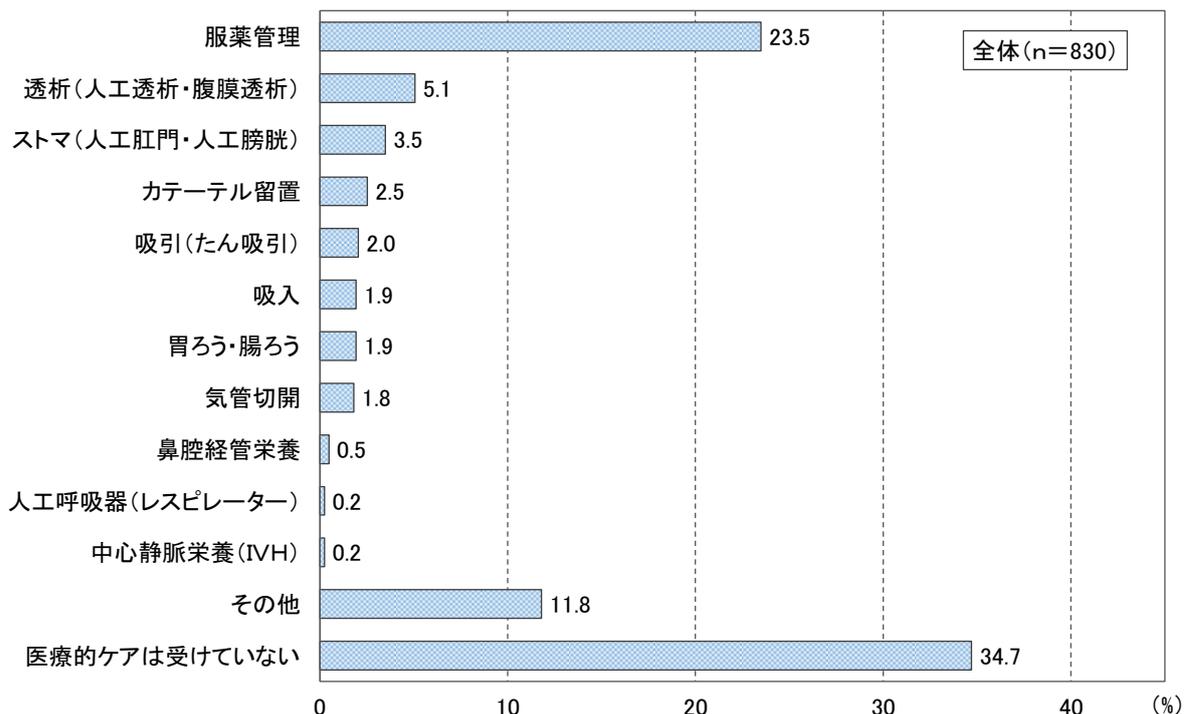
830人のうち、身体障がいのある人が543人、知的障がいのある人が140人、精神障がいのある人が102人、また、重複障がいのある人が71人となっています。

また、難病のみは2人、発達障がいのみは13人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が23.5%と最も高く、次いで、「透析（人工透析・腹膜透析）」(5.1%)、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」(3.5%)の順となっています。



(3) 住まいや暮らしについて

① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。

② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が54.0%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(41.4%)、「相談対応などの充実」(37.1%)の順となっています。

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになると無回答の割合が高まっており、これから先のことについて想定しきれていない人の割合が高まっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、在宅サービスの充実、相談対応が上位に挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

(4) 日中活動や就労について

① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が21.4%と最も高く、次いで、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」(19.3%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(17.6%)の順となっています。

② 就労支援として必要なこと

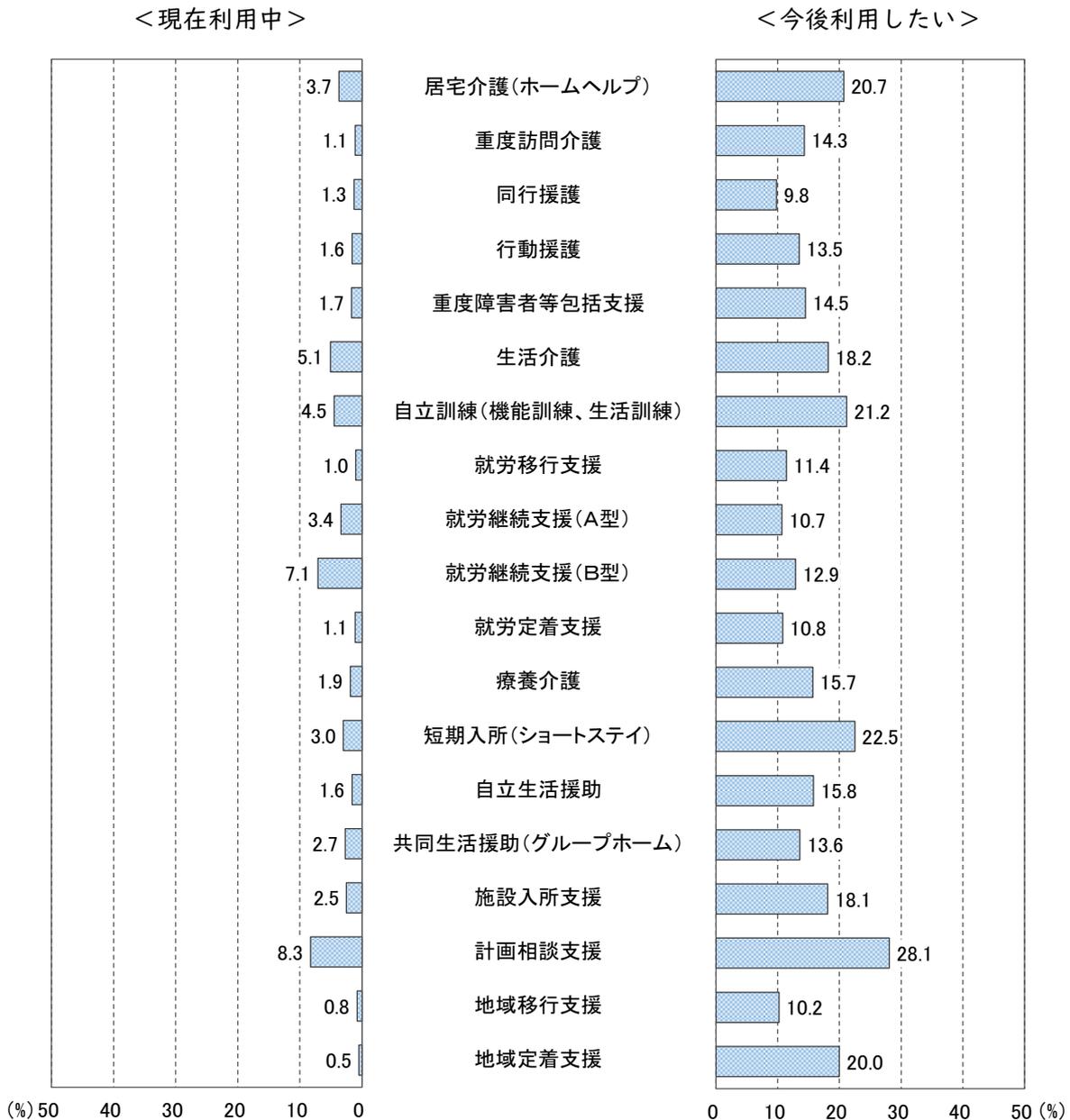
就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が50.4%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(40.1%)、「通勤手段の確保」(33.6%)の順となっています。

- ・外出したとき困ることについて、困ったときや突然の身体の変化等の対応や公共交通機関の少なさが上位に来ています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への市民の理解を深めて困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場の理解、勤務への配慮、通勤手段の確保、就労定着や継続に向けた支援等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「計画相談支援」が8.3%と最も高く、次いで、「就労継続支援（B型）」(7.1%)、「生活介護」(5.1%)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「計画相談支援」が28.1%と最も高く、次いで、「短期入所（ショートステイ）」(22.5%)、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」(21.2%)の順となっています。



・現状のサービスの利用状況は高いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり見受けられます。障がいのある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が74.0%と最も高く、次いで、「友人」(28.7%)、「かかりつけの医師や看護師」(28.1%)の順となっています。

② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「市の広報紙」が39.2%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(28.9%)、「病院などの医療機関」(27.8%)の順となっています。

・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、友人、かかりつけの医師や看護師の割合が高くなっています。一方、市の相談窓口については10.4%とそれほど高いとは言えません。市として、障がいのある人の状態やニーズに対応した相談支援体制と窓口職員の資質向上に努める必要があります。

・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、市の広報誌が最も高く、インターネットやSNSの割合は5番目にとどまっています。また、介助者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な人も多いと推測されます。したがって、市のホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である市の広報誌等の情報提供の充実が求められます。

(7) 権利擁護について

① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が51.6%と最も高く、次いで、「少しある」(21.4%)、「ある」(18.2%)の順となっています。

② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.6%と最も高く、次いで、「名前も内容も知らない」(28.7%)、「名前も内容も知っている」(24.8%)の順となっています。

・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は39.6%と約10人に4人が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。

・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は24.8%と約4人に1人となっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(8) 災害時の避難について

① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が46.8%、「できない」が24.9%、「わからない」が24.1%となっています。

② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が45.2%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(44.1%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(33.6%)の順となっています。

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は49.0%と約2人に1人となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、投薬や治療が受けられないこと、スムーズに避難できないことが挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。

(9) 虐待について

① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が8.2%、「ない」が81.8%となっています。

② (虐待を受けたことがある方) それはどのような内容か

虐待の内容については、「言葉など心理的な虐待」が86.8%と最も高く、次いで、「暴力など身体的な虐待」(44.1%)、「性的な虐待」(11.8%)の順となっています。

- ・虐待について、を受けた経験がある割合が8.2%と約12人に1人となっています。また、その内容として、心理的、身体的な虐待の割合が高くなっていますが、性的な虐待や資産の流用、ネグレクト等、さまざまな虐待が見られることから、相談支援体制の充実と適切な支援につながる体制づくり等による早期発見・早期対応が求められます。

(10) 身近な介助者の亡き後について

① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が62.0%、「考えたことはない」が30.3%となっています。

② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が83.2%と最も高く、次いで、「障がいによる行動のしづらさ」(64.7%)、「金銭や財産の管理」(63.6%)の順となっています。

・いわゆる「親亡き後」の問題については、将来を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりや、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。

(11) 市の施策について

① 市の障がい福祉の取組についての満足度

市の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が54.4%と最も高く、次いで、「やや満足」(17.5%)、「やや不満」(10.5%)の順となっています。

② 障がい福祉に関して優先すべき市の施策

障がい福祉に関して優先すべき市の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が55.1%と最も高く、次いで、「医療的ケアが必要な障がい者(児)への支援」(41.8%)、「障がい者(児)の就労や就労定着の支援」(38.0%)の順となっています。

・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は21.8%、“やや不満+非常に不満”は14.0%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や医療的ケアに関する支援、就労に関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

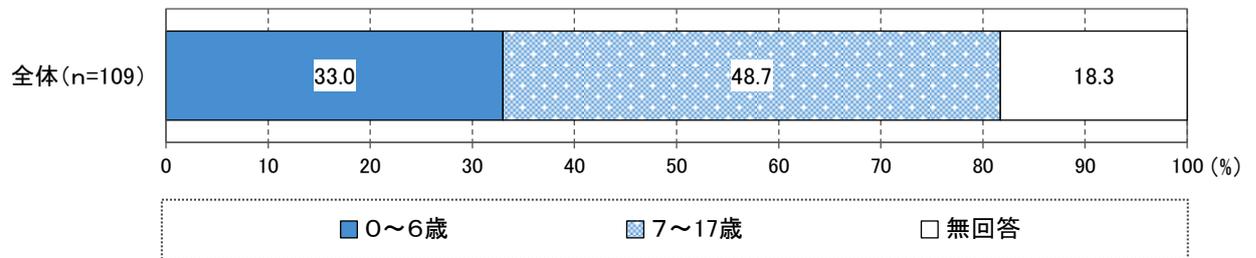
「18歳未満」を対象とした調査

・調査対象	18歳未満の障がい者およびその家族等
・調査対象者数	250人（無作為抽出）
・回収数（率）	109票（43.6%）
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	令和4年11月17日～12月1日

（1）年齢・家族構成など

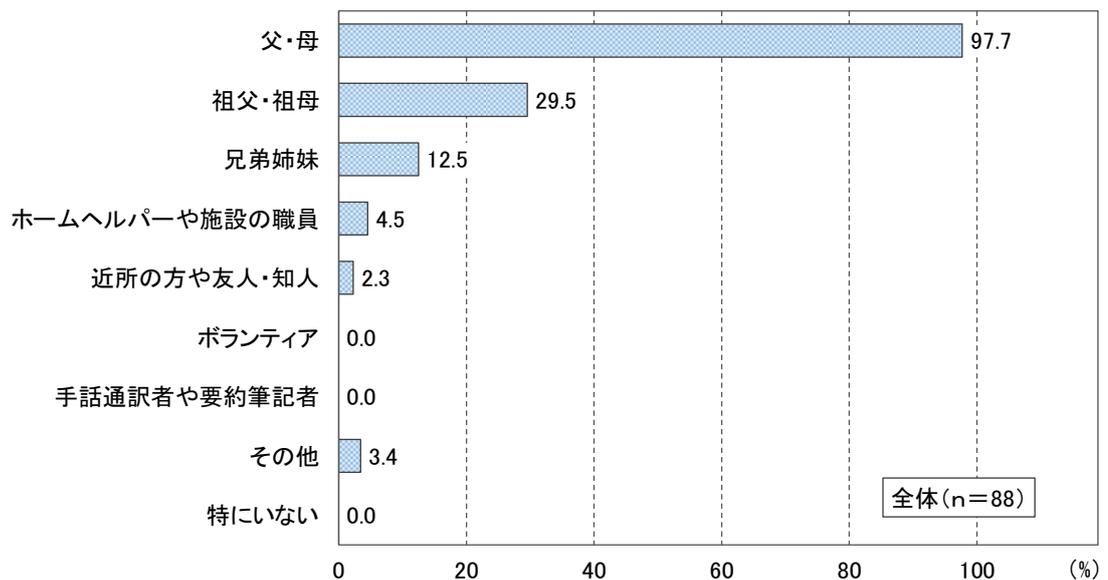
① 年齢

年齢は、「0～6歳」が33.0%、「7～17歳」が48.7%となっています。



② 介助者

介助してくれる方は、「父・母」が97.7%と最も高く、次いで、「祖父・祖母」（29.5%）、「兄弟姉妹」（12.5%）の順となっています。

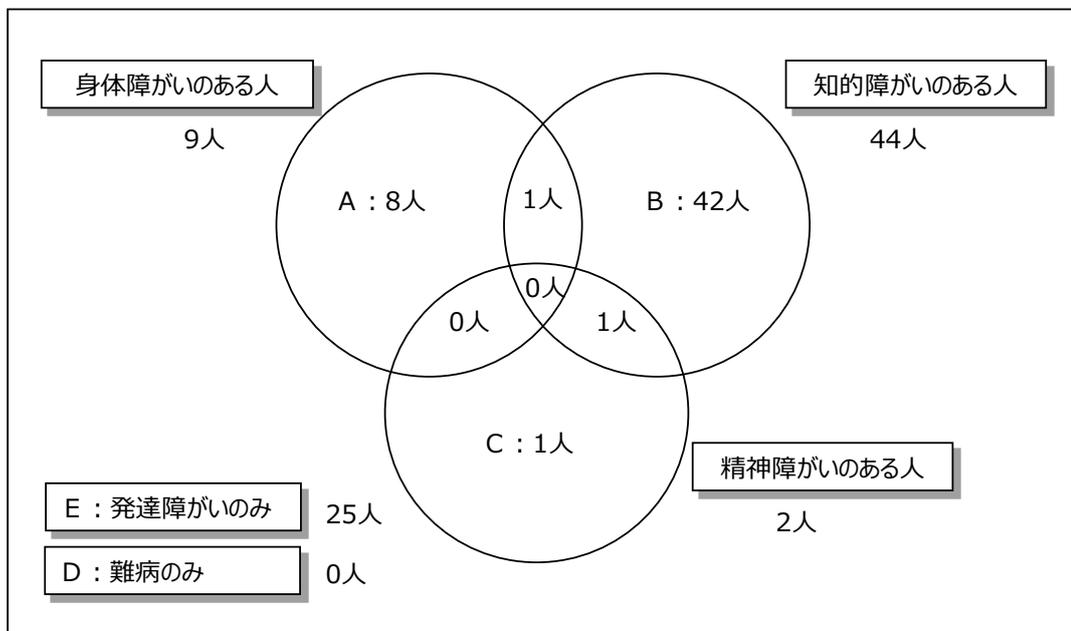


(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール

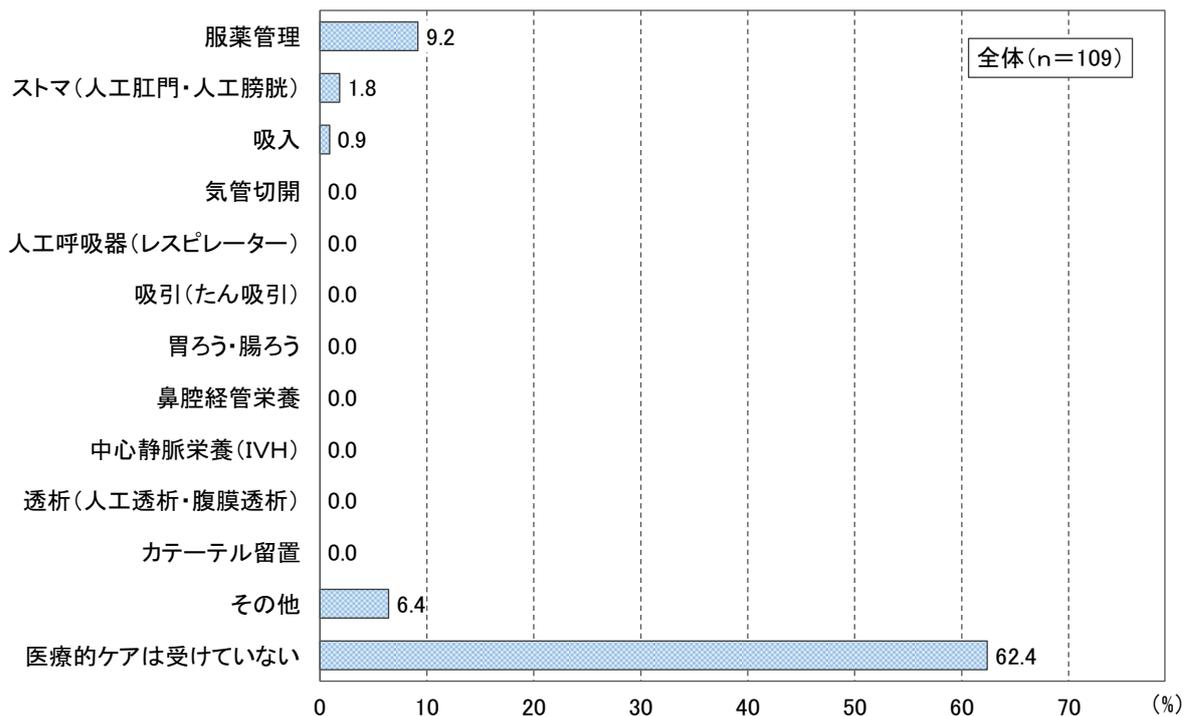
109人のうち、身体障がいのある人が9人、知的障がいのある人が44人、精神障がいのある人が2人、また、重複障がいのある人が2人となっています。

また、難病のみは0人、発達障がいのみは25人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が9.2%と最も高く、次いで、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」(1.8%)、「吸入」(0.9%)の順となっています。



(3) 将来の暮らしについて

① 学校等の卒業後の進路

学校等の卒業後の進路についての考えは、「卒業後の進路はまだ考えていない」が42.1%と最も高く、次いで、「大学や専門学校などに進学したい」(23.9%)、「一般の民間会社や公的機関などで働きたい」(13.8%)の順となっています。

② 将来どのような暮らしをしたいか

将来の暮らしについての考えは、「将来の生活については、まだ考えていない」が57.8%と最も高く、次いで、「自宅で、介助や支援を受けながら、家族などと一緒に暮らす」(26.6%)、「自宅で介助や支援を受けながら、ひとりで暮らす」・「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、ひとりで暮らす」(9.2%で同率)、「障がいのある人のための施設で暮らす」(4.6%)の順となっています。

③ 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が60.6%と最も高く、次いで、「相談対応などの充実」(51.4%)、「コミュニケーションについての支援」(45.9%)の順となっています。

・学校等の卒業後の進路や将来の暮らしについて、まだ考えていない人の割合が約半数になっており、これから先のことについて想定しきれていない方の割合が高くなっています。障がいの状態に応じて自己実現に向かえるよう、ライフステージに応じた適切な情報提供や相談支援が必要とされます。

・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、相談対応、コミュニケーション支援が上位に挙げられています。障害のある人のニーズに対応できる相談支援やコミュニケーションをサポートする体制等の充実に努める必要があります。

(4) 日中活動について

① 外出したとき困ること

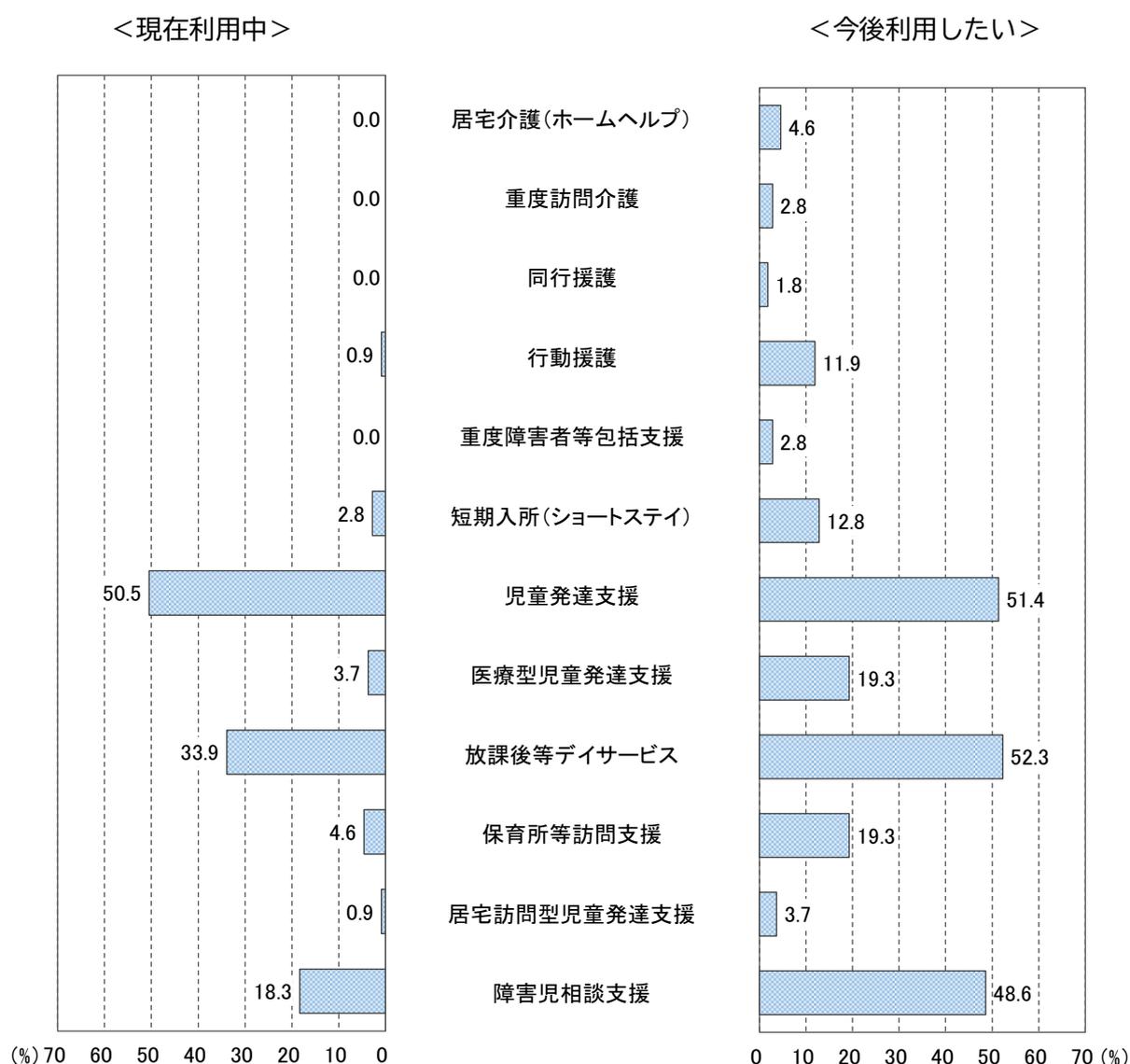
外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が34.9%と最も高く、次いで、「周囲の目が気になる」(21.1%)、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」(14.7%)の順となっています。

・外出したとき困ることについて、困ったときの対応や周囲のまなざし、公共交通機関の少なさが上位に挙げられています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への市民の理解を深めて困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。

(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「児童発達支援」が50.5%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービス」(33.9%)、「障害児相談支援」(18.3%)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「放課後等デイサービス」が52.3%と最も高く、次いで、「児童発達支援」(51.4%)、「障害児相談支援」(48.6%)の順となっています。



・現状のサービスの利用状況では、児童発達支援が最も高く、次いで、放課後等デイサービス、障害児相談支援の順となっています。また、今後利用したいサービスの結果から、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用ニーズに加え、短期入所、行動援護にも利用ニーズが見られることから、障がいのある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が78.0%と最も高く、次いで、「保育所、幼稚園、学校の先生」(62.4%)、「友人・知人」(53.2%)の順となっています。

② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「インターネットやSNS」が45.9%と最も高く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」・「保育所、幼稚園、学校の先生」(44.0%で同率)、「サービス事業所の人や施設職員」(36.7%)の順となっています。

- ・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、保育所、幼稚園、学校の先生、友人・知人の割合が高くなっています。一方、市の相談窓口については5.5%とそれほど高いとは言えません。市として、障がいのある人の状態やニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、インターネットやSNSが最も高く、家族や親せき、友人・知人、保育所、幼稚園、学校の先生も同程度の割合となっており、市の広報誌や市の相談窓口は割合が高いとは言えない状況です。しかし、障がいのある人や介助者の状態によっては、市のホームページ等による情報提供のほかに広報誌等の情報提供も必要であることから、引き続き分かりやすい情報発信に努める必要があります。

(7) 権利擁護について

① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が36.7%と最も高く、次いで、「少しある」(34.9%)、「ある」(21.1%)の順となっています。

- ・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は56.0%と2人に1人以上が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。

(8) 災害時の避難等について

① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が11.9%、「できない」が53.2%、「わからない」が29.4%となっています。

② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が54.1%と最も高く、次いで、「安全な場所までスムーズに避難できない」(41.3%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(37.6%)の順となっています。

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は82.6%と5人に4人以上となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、スムーズに避難できないこと、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。

(9) 市の施策について

① 市の障がい福祉の取組についての満足度

市の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が53.2%と最も高く、次いで、「やや満足」(16.5%)、「やや不満」(12.8%)の順となっています。

② 障がい福祉に関して優先すべき市の施策

障がい福祉に関して優先すべき市の施策について、「障がい児(者)の就労や就労定着の支援」が60.6%と最も高く、次いで、「発達障がい児(者)への支援」(58.7%)、「地域における相談・支援体制の充実」(49.5%)の順となっています。

- ・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は22.0%、“やや不満+非常に不満”は16.5%となっています。また、優先すべき施策では、就労に関する支援、発達障がいへの支援、地域における相談・支援体制を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

(10) 主にお子さまの養育（支援）を行っている方が感じていること

①お子さまを養育していることで、不安（または負担）に感じていること

不安（または負担）に感じていることについて、「進学や就職への不安」が62.4%と最も高く、次いで、「将来の自立生活への不安」(53.2%)、「思うように働けない」(33.0%)の順となっています。

・子どもに対する不安や負担等について、進学や就職、将来の自立生活の割合が高くなっており、介助者自身が思うように働けないことや相談先の資源不足も割合が高くなっています。身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制のもとに、介助者の不安や負担等を和らげられ、障がいのある人が個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取組を進める必要があります。

10. 団体調査結果について

本計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人を支援する関係事業所の代表者または担当者へ調査を実施しました。

◆回収数：30事業所

◆調査時期：令和4年11月

団体調査から見られる傾向と課題

(1) 障がいのある人の就労環境づくりについて

- 障がいのある人の状態、特性、ニーズなどを勘案したマッチングが行えるよう、相談支援や就労支援体制の充実が求められます。
- 障がいのある人のニーズや特性に応じた多様な業務や職種が提供できることで、障がいのある人が個性を伸ばし自立した生活を営めることにつながっていく必要があります。
- 就労継続支援・就労移行支援・就労定着支援などの各種支援に関して、民間企業や雇用主だけでなく職場で共に働く方にも周知することで、合理的配慮につながる就労環境の改善に努める必要があります。
- 当事者が就労を継続するためには、職場でのフォローやサポートはもとより、生活面でのフォローやサポートが重要であるため、職場へのアクセスを含め生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくりが求められます。

(2) 障がい者（児）やそのご家族などに対する情報提供や相談体制について

- 当事者やその家族は情報弱者の場合があるため、情報提供や相談支援の窓口の周知が必要です。
- 当事者やその家族の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、相談支援専門員の増員と人材育成、スキルアップが必要です。
- 相談支援体制の充実と強化のため、障がいのある人、高齢者、子どもといった縦割りでの相談支援ではなく包括的に相談できる体制や、事業所単位でなく市全体の横のつながりにより支援を必要としている人をサポートしていく体制づくりが求められます。

(3) 支援している障がい者（児）やご家族など介助者への偏見や差別について

- 特に差別を感じないという意見がある一方、障がいにより不審に思われたり子どものような対応をされたりといった風潮が依然として見られます。外見から障がいのある人と分かる場合はもとより、外見からわかりにくい障がいを持つ方がいることを市民に周知・

啓発することで、知的障がいや精神障がいへの理解が進むなど、当事者とその家族の生きづらさの軽減に向けた取組を進める必要があります。

- 特別支援学校に進学することにより、地域行事への参加や放課後の過ごし方に関して制限されることが見られることから、この点についてどのような支援やサービスがあれば改善に向かうかを検討する必要があります。

(4) 障がい者（児）やそのご家族などが地域で暮らすための支援について

- 地域共生社会の実現のため、当事者やその家族が地域と関わりながら暮らし続けるためには、さまざまな障がいや障がいのある人に対する地域住民への理解促進と、平時・緊急時における支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が生涯にわたって地域で暮らせるよう、在宅サービスなどの障害福祉サービスのさらなる充実や、グループホームなどの居住の場を確保することが求められます。

(5) 障がい者（児）を取り巻く環境や市の障がい福祉施策について

- 障がいのある人やその家族が、当事者自身の将来や親亡き後に向けて計画的に過ごされている方は少ないため、さまざまな支援や福祉サービス、成年後見制度に関する情報提供の充実が必要です。
- 障がいのある人の状態やニーズ、ライフステージに応じた支援ができるよう、さらなる障害福祉サービスの充実やサポートする事業所数の拡充が求められます。

(6) 市内で不足している障害福祉サービスについて

- 相談支援、放課後等デイサービス、短期入所、移動支援、居宅介護、グループホームなど、さまざまなサービスが不足しているとの声がありました。障がいのある人のニーズや市の現状により、利用できるサービスの充実に努める必要があります。

第3章 障がい者福祉プラン

1. 基本理念

本市では、これまで「赤穂市障がい者福祉プラン」の基本理念をもとに、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、さまざまな施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

本計画では、障がいのある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障がいのある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すため、これまでの基本理念を継承します。

◆本計画の基本理念

**障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現**

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、さまざまな主体の参画により取組を進めることとします。

2. 基本目標

本計画の掲げた基本理念を実現するために、以下の5つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 共に生きるための理解と交流の促進

障がいのある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす市民のさまざまな障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、すべての市民を対象として障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、共に支えあう地域社会の構築を推進します。

また、障がいの有無に関わらず交流できる場や、スポーツ・文化芸術に参加できる機会を提供することで、障がいのある人が社会に参画できる環境づくりを進めます。

基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。

そのため、相談支援体制や情報提供体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実や誰もが住みやすい生活環境づくり、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

基本目標3 一人ひとりに応じた働き方への支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保および工賃の向上に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

基本目標4 保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わるさまざまな関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。

基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援

障がいのある子どもとその家族等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や福祉サービスおよび療育体制の充実を推進します。

また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育が受けられるよう、学校園所における特別支援教育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

3. 重点課題への対応

① 地域生活を安心して営むための支援

- 障がいのある人が地域社会の一員として地域生活を送るため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実や、グループホーム等の居住の場を確保することが必要です。
- 当事者やその家族が地域と関わって暮らし続けるためには、さまざまな障がいや障がいのある人に対する地域住民への理解促進と、平時・緊急時における支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し伝達できるとともに、情報を入手できる環境の整備を推進する必要があります。
- インクルーシブ教育の理念に基づく教育機関との連携や、特別支援教育の推進、放課後等デイサービスの充実等が求められます。

	対応する 基本目標	基本目標1 共に生きるための理解と交流の促進
		基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり
		基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援

② 就労支援の充実

- 障がい者雇用への理解やサポート、通勤手段の確保や生活面での支援体制が必要です。
- 障がいのある人の状態、特性、ニーズ等を勘案したマッチングが行えるよう、相談支援や就労支援体制の充実が求められます。
- 民間企業での理解が広がることで職場での合理的配慮につながり、就労継続や定着への支援がしやすくなる環境の醸成が必要です。

	対応する 基本目標	基本目標3 一人ひとりに応じた働き方への支援
---	----------------------	------------------------

③ 障がい特性やライフステージに応じた生涯にわたる支援

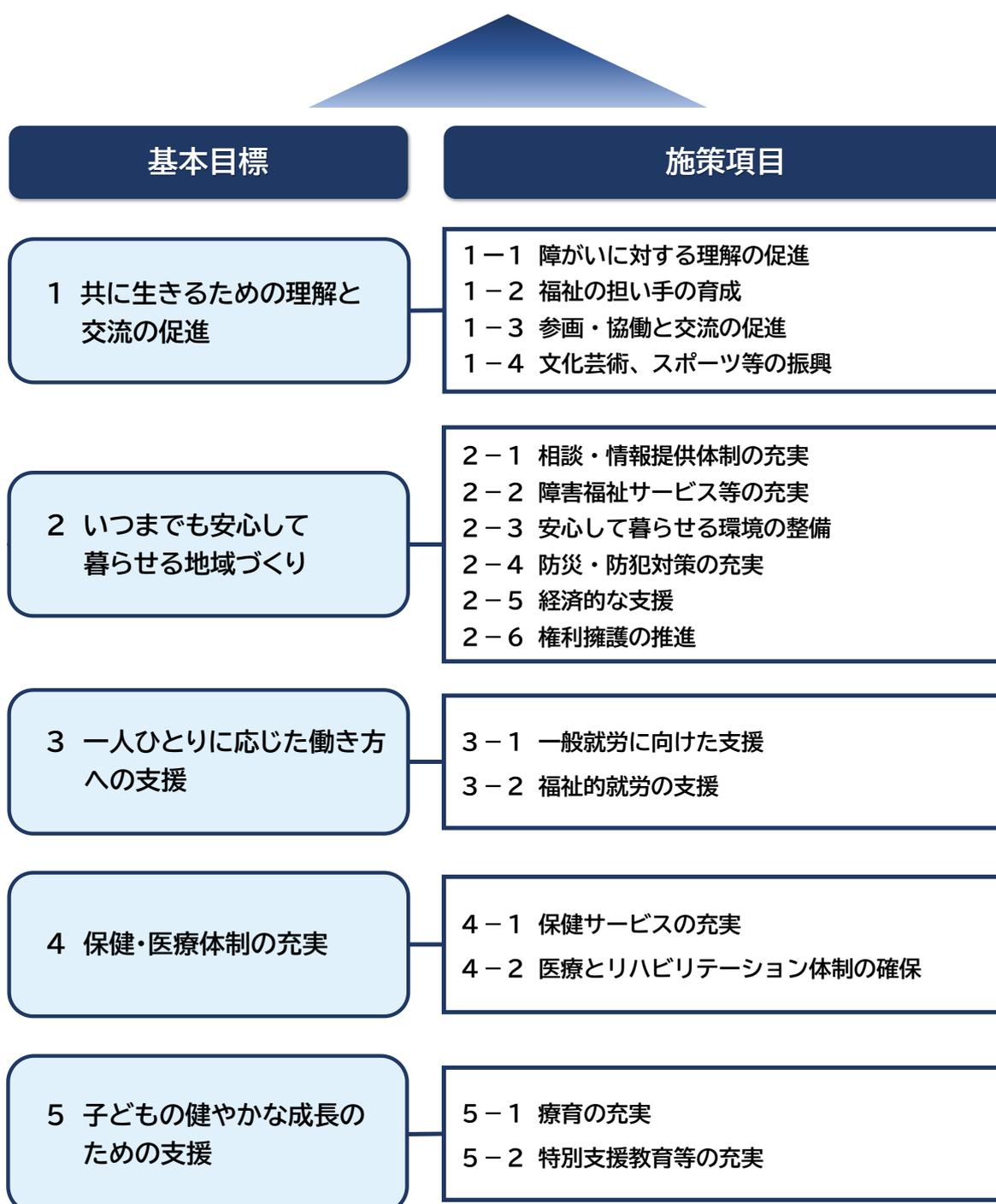
- 乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、当事者や家族に対するライフステージ別の適切な情報提供や相談支援体制の充実が必要です。
- いわゆる「親亡き後」を見据え、介護者が元気うちに今あるサービスや制度について知り、将来に備えることの大切さを広報していく必要があります。
- 保健・医療・福祉等の関係機関の連携が必要な高次脳機能障がいや発達障がいのある人、医療的ケアが必要な障がいのある子どもや医療依存度の高い重症心身障がい児者、難病患者等への支援体制の充実が必要です。

	対応する 基本目標	基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり
		基本目標4 保健・医療体制の充実
		基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援

4. 施策体系

■ 基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現



5. 施策の展開

基本目標1. 共に生きるための理解と交流の促進

1-1 障がいに対する理解の促進

施策	取組	担当課
1 広報媒体における周知・啓発	○地域共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解促進が進むよう、広報あこう、回覧広報あこう、ホームページ、SNS等を通じて、障害者差別解消法の周知をはじめ、障害者就労施設の取り扱う物品や事業所の紹介について、周知・啓発に取り組みます。	社会福祉課 (障)
2 市民等を対象とした研修の実施	○障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や地域住民、市職員等を対象に障がいへの理解を深める研修等を実施します。	社会福祉課 (障)
3 障がい者週間等における周知・啓発	○社会福祉協議会が実施する「障がい者週間ともに考える市民のつどい」に係る経費の一部を補助し、障がい者問題が障がいのない人にとって身近な問題と感じてもらう機会として、共に生きる共生社会の促進に取り組みます。また、障がいがあっても参加しやすいよう、手話や要約筆記、車いす席などを設け、会場内の配置等に配慮していきます。 ○校内研修会・人権研修会等を通して障がいや障がいのある人に対する理解を深めていきます。	社会福祉課 (障) 学校教育課 市民対話課 社会福祉協議会
4 各種福祉大会・イベントの開催拡充	○社会福祉協議会との共催による「福祉のつどい」等さまざまなイベントを開催するとともに、障害者就労施設に物販の機会を提供していきます。	社会福祉課 (障・い) 社会福祉協議会
5 人権教育の推進	○赤穂教育プランに基づき、人権教育の推進に向け、学校教育全体で行うことを位置づけるとともに、学校訪問等を通し、学校教育全体で人権教育が進むよう、指導・助言を行います。 ○赤穂市民民主促進協議会教育専門部会において、「障がいのある人と人権」分科会を持ち、実践交流を行うとともに、兵庫県人権教育研究協議会等と連携を図ります。	学校教育課 市民対話課

施策	取組	担当課
6 福祉教育の推進	<p>○社会福祉協議会の協力のもと、各小学校における総合的な学習の時間において、体験活動による福祉教育の実践を子どもの成長に合わせて行います。</p> <p>【実施例】</p> <p>①アイマスク体験・点字体験を通して、視覚障がいについて学ぶ。</p> <p>②手話体験を通して、聴覚障がいについて学ぶ。</p> <p>③盲導犬にふれ、その利用者の生の声を聞く。</p> <p>④車いす体験を通して、バリアフリーの必要性に気づく。</p> <p>⑤高齢者福祉施設を訪問し、交流を行う。</p> <p>⑥障がい者スポーツを体験し、障がいへの理解、競技の内容や意義などについて学び、パラスポーツの理解を深める。</p> <p>○小中高校の児童生徒、企業や団体に対して、障がいのある人の疑似体験を通じて理解を深めるため、職員およびボランティアの派遣を行います。</p> <p>○学校だけでなく、企業や団体、地域住民に対しては「ボランティア出前講座」や「早かごセミナー」にメニューを掲載し、疑似体験の機会を提供する等、さまざまな障がいに対する理解の促進と周知・啓発に努めます。</p>	<p>学校教育課 社会福祉協議会</p>
7 手話言語条例の推進	<p>○小中学校における手話体験学習等により手話の普及を図ります。</p> <p>○手話奉仕員養成講座を実施し、手話の普及および聴覚障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>	<p>社会福祉課 (障)</p>

障がいに関するさまざまなマーク①

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。

1-2 福祉の担い手の育成

施策	取組	担当課
1 ボランティアの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が運営するボランティアセンターおよび赤穂ボランティア協会等に対して、情報の提供や活動情報の周知・啓発に努めます。 ○市民が積極的にボランティア活動に参加できるような養成研修事業を開催し、ボランティアの裾野の拡大に努めます。 ○現在活動中のボランティアグループに対して、自主事業や研修に参加する際に助成金を交付する等、ボランティアの養成やスキルアップなどに取り組むとともに、ボランティアグループ連絡会を開催することでコーディネート体制や関係機関との連携体制について充実を図ります。 ○若年層や団塊の世代などにボランティアについて関心をもってもらえるよう、積極的な啓発活動および発掘、育成活動を展開していきます。 ○社協だより、ホームページ、各報道機関の新聞、SNS (facebook、instagram) を通じて、ボランティア養成講座等に関する状況を掲載するなど、周知・啓発に取り組めます。 ○イベントの際に赤穂高校定時制ボランティア部の学生や関西福祉大学のボランティアサークルに協力依頼をし、ボランティア活動の担い手が継続的かつ効果的に活躍できる環境づくりに取り組むとともに、高校や大学、企業と連携し、若年層のボランティアの発掘に取り組めます。 	社会福祉課 (い) 社会福祉協議会
2 ボランティアセンター等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターとしての機能の充実と強化を図るため、赤穂ボランティア協会と連携しながら、普及・啓発活動を推進します。 ○今後も継続してボランティア活動の活発化に向けた情報提供やボランティア団体への支援を通じてボランティアの裾野の拡大に努めます。 	社会福祉協議会
3 災害ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○赤穂市危機管理担当、赤穂ボランティア協会、赤穂防災士の会と連携をとり、災害ボランティア活動のマニュアルの作成を実施しています。災害時備品の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター開設訓練や研修を実施します。 ○災害時には円滑に防災支援活動ができるよう、災害ボランティア養成講座を毎年実施して災害ボランティア登録を推進します。 	社会福祉協議会
4 社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会を、地域福祉活動推進のリーダー役として位置づけ、福祉の意識づくりや福祉の担い手の育成に取り組むとともに、連携を強化し活動に対する支援を行います。 	社会福祉課 (い)

施策	取組	担当課
5 各種団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の保護に配慮しながら、高齢者や障がいのある人など要支援者情報の把握と共有に努めます。 ○さまざまな機会や媒体を通じて、地域団体の情報をはじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉協議会
6 関西福祉大学との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関西福祉大学とユニバーサル社会づくりに向けた活動をはじめ、赤穂学の開講、インターンシップ生受入、協働事業を3本柱として、さまざまな分野で連携・協力を進めます。 	企画政策課
7 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区の民生委員・児童委員、地域福祉推進委員で構成する地域福祉推進連絡会への支援を行うとともに、活動強化を図ります。 ○ニーズの多様化に伴い、支援内容も幅広くなっていることから、地域活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の質の向上および活動の支援に努めます。 	社会福祉課 (保)
8 福祉実習生の受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関西福祉大学等の福祉実習生等を受け入れることにより、福祉人材の育成に努めます。 	障害福祉サービス事業所 (さくら園)
9 事業所における福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県や県社会福祉協議会が行っている福祉人材の確保に向けた相談や説明会、スキルアップに向けた講座などに関する情報を適宜収集し、情報の発信に努めます。 ○小学校における体験学習や中学校におけるトライやる・ウィークなど通じて、幼少期から福祉とふれあう機会を設け、福祉職の魅力について普及・啓発に努めます。 	社会福祉課 (障) 学校教育課

障がいに関するさまざまなマーク②

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



1-3 参画・協働と交流の促進

施策	取組	担当課
1 大会等を活用した障がい者団体の参加促進	○兵庫県や各種障がい者団体が開催する大会が、参加者の楽しみや交流活動につながるよう、参加の促進に努めます。	社会福祉課 (障)
2 スポーツを通じた交流の促進	○のじぎくスポーツ大会をはじめ、各種スポーツ大会等への参加は当事者のモチベーションの向上につながっていることから、今後も参加を働きかけるとともに、活動を支援します。 ○障がい者スポーツの実施団体に備品や消耗品を提供し、障がい者団体が主催するスポーツ大会や活動が効果的に行えるように努めます。	社会福祉課 (障)
3 ニュースポーツの普及	○囲碁ボール大会や室内カーリング大会などの開催により、誰もが楽しめるニュースポーツを通じた交流の推進を図ります。 ○ニュースポーツ大会の開催を継続するとともに、障がい者スポーツ団体との連携により、スポーツ交流の推進を図ります。	スポーツ推進課
4 障がいのある人とない人との交流	○障がいや障がいのある人に対する理解の促進に向け、サービス提供事業所による施設のお祭りや防災訓練など、地域と関わる機会ができるよう、地域に根付いた活動を働きかけます。 ○障がい者団体やサービス提供事業所、関西福祉大学等と連携・協力し、障がいのある人とない人が交流を図れる場・機会の確保に努めます。	社会福祉課 (障)
5 行政施策への参加・参画の促進	○本市の政策に障がいのある人の視点・考えを取り入れるため、さまざまな審議会・協議会・委員会等において、障がいのある人の参加・参画を呼びかけます。	社会福祉課 (障)
6 円滑に投票できる施策の実施	○障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所の環境整備やわかりやすい選挙情報の提供に努めます。 ○障がいのある人が代理投票を利用する際、筆談だけでなくコミュニケーションボードを用いて、代筆する職員が本人の意思を確実に認識できるように努めます。 ○指定施設および郵便による不在者投票の適切な実施に努め、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会

施策	取組	担当課
7 ユニバーサル社会づくりの推進、参加促進	○ユニバーサル社会づくりの実現に向け、関西福祉大学や地域等と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を定期的を開催するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進します。	社会福祉課 (い)
8 地域活動への参加促進	○外出機会が少ない在宅の重度心身障がい者・児とその家族同士の交流を深めることを目的として、レクリエーションを実施します。 ○自治会をはじめとしたまちづくり団体が行う行事について、障がいのある人が参加しやすい環境づくりについてさらなる理解の促進を図ります。	市民対話課 社会福祉協議会

障がいに関するさまざまなマーク③

身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



1-4 文化芸術、スポーツ等の振興

施策	取組	担当課
1 各種スポーツ・文化活動への参加促進	○サウンドテーブルテニスやフライングディスク等の大会への参加を広報紙やSNS等で広く呼びかけていくとともに、自立支援協議会くらし部会等の枠組みも活用し、当事者が主役となる事業の実施を支援します。	社会福祉課 (障)
2 スポーツ・文化施設環境の充実	○障がいのある人にとって利用しやすい施設となるよう、整備に努めるとともに、障がい者スポーツ備品の整備を進めます。	生涯学習課 スポーツ推進課
3 スポーツ指導者等の確保	○障がい者スポーツ団体と地区スポーツ推進委員会を中心に人材の養成・確保に努めます。	スポーツ推進課
4 総合型地域スポーツクラブの普及・啓発	○全小学校区で設立されているスポーツクラブ 21 (総合型地域スポーツクラブ)等の地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、関西福祉大学とも連携してクラブの普及・啓発に努めます。	スポーツ推進課
5 生涯学習の充実	○市民にとって最も身近な学習拠点である公民館や図書館、博物館等の社会教育施設において、障がいのある人をはじめ、あらゆる市民ニーズに対応した講座等を開催し、生涯学習機会の充実に努めます。 ○兵庫県身体障害者社会学級運営委託事業として、視覚障がい者対象の青い鳥学級、聴覚障がい者対象のくすの木学級を赤穂市、相生市、たつの市、太子町、上郡町の3市2町輪番にて取り組みます。	生涯学習課 中央公民館 図書館
6 生涯学習施設の計画的改修	○既存の公民館等のバリアフリー整備状況が異なっているため、計画的な改修・設備のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設づくりに努めます。	中央公民館
7 当事者団体等の周知・啓発	○障がいのある人の当事者団体と情報交換する場を設けるとともに、活動内容を周知し、広く市民に障がいへの理解が深まるよう、取り組みます。	社会福祉課 (障)

基本目標2. いつまでも安心して暮らせる地域づくり

2-1 相談・情報提供体制の充実

施策	取組	担当課
1 基幹相談支援センターの充実	○困難な個別ケース対応、関係機関との連携、自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点整備のコーディネート機能等の役割を担っており、さまざまなケースに対応できる相談支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 (障)
2 赤穂市障害者自立支援協議会の円滑な運営	○自立支援協議会を開催し、障がい福祉計画の進捗状況の報告や、各種課題の解決に向けた検討を行います。 ○基幹相談支援センターを中心とし、委託法人と連携しながら円滑な自立支援協議会の運営に努めます。	社会福祉課 (障)
3 総合的な相談体制の構築	○基幹相談支援センターの開設に伴い、障がいに関する総合的な相談窓口として、幅広い相談内容に対応が可能となり、障がいに関する相談だけでなく、生活困窮や子育て等の関係部署をはじめ、保健・医療等の関係機関との連携体制を強化します。	社会福祉課 (障)
4 ピアカウンセリングの推進および養成	○本市で身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、兵庫県で精神障がい者相談員を委嘱し、当事者や家族の立場で各種相談に対応します。	社会福祉課 (障)
5 気軽な相談方法の導入	○FAX、メール、ホワイトボード、タブレット端末により、さまざまな障がいの特性を理解し、一人ひとりの特性にあったコミュニケーション手段を用いて、迅速に対応していきます。	社会福祉課 (障)
6 相談窓口の周知	○広報紙やSNS等を活用し、基幹相談支援センターをはじめ、社会福祉課相談窓口「え～る」の周知・啓発に取り組みます。	社会福祉課 (保) 社会福祉課 (障)
7 情報提供の充実	○障がい者施策一覧、事業所一覧の更新や充実に図り、必要な支援が受けられるよう、申請手続きや案内の充実に取り組みます。	社会福祉課 (障)
8 地域総合援護システムの推進	○地域総合援護システム「ニーズ別福祉サービス一覧表」を年度ごとに見直し、令和4年度よりホームページへ掲載しています。民生委員・児童委員や一般市民等に周知を行い、福祉サービスを迅速に提供できるよう取り組みます。 ○支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、民生委員・児童委	社会福祉課 (保)

施策	取組	担当課
	員や警察、消防、新聞会社、電気会社等、関係機関との連携を進めます。	
9 地域包括支援センターによる総合相談の充実	○高齢者の総合相談窓口として、相談対応を通じて、高齢で障がいのある人がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行います。	地域包括支援センター
10 相談支援事業所の充実	○障害福祉サービスの円滑な利用や相談支援体制の充実を図るため、新たな相談支援事業所開設や相談支援専門員増員への働きかけを行うとともに、相談支援専門員のスキルアップを支援していきます。	社会福祉課(障)

障がいに関するさまざまなマーク④

聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会生活上の不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



2-2 障害福祉サービス等の充実

施策	取組	担当課
1 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業所と連携を図りながらサービス量の確保、新たな事業所の参入を働きかけます。 ○障がい特性に応じたサービスの提供に向け、利用者のニーズを把握しながら、市内全事業所連絡会を開催し、事業所と連携を図り、サービスの質の向上に取り組みます。 	社会福祉課 (障)
2 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業について「理解促進啓発・研修事業」「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」「成年後見制度利用支援事業」などの必須事業を中心に、関係機関と調整を行いながら、継続的な実施に取り組みます。 	社会福祉課 (障)
3 障害者総合支援法以外のサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法以外のサービスとして、紙おむつ給付など、さまざまなサービスを提供し、障がいのある人の生活支援の充実に努めます。 	社会福祉課 (障)
4 重度・重複障がいに対応した生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民病院において地域包括ケア病棟を活用して、脳性麻痺等の患者のレスパイト入院の受け入れを行います。 ○医療機関と情報交換や連携を図りながら、医療的ケアに対応できる施設、重症心身障がい者（児）の受け入れが可能な施設の確保に向けて取り組みます。 ○子育て支援課と連携し、市民病院において病児・病後児保育の受け入れを行っており、病気中もしくは回復期の児童とその保護者の支援を実施します。 ○在宅での生活支援に向け、保健・医療・福祉の連携体制の強化に努めます。 	社会福祉課 (障) 医療課
5 介護家族者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催します。 ○ねたきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」にさまざまな援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。 	社会福祉課 (い)

施策	取組	担当課
6 発達障がいのある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの相談員や専門機関と協力して、発達障がいの対応方法や特性への理解を深める取組を行います。 ○市内事業所を対象とした研修会の開催、自立支援協議会の専門部会におけるケース検討を通じて、支援者の理解を深めます。 ○ひきこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、必要に応じて居場所「みんなのいえ」を紹介し、家族のつどいへの参加を呼び掛けます。 ○子どもに関する相談のケースは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。 	社会福祉課 (障) 社会福祉課 (保) 子育て支援課
7 障がい者、介助者の高齢化に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人および家族の高齢化で、親亡き後の生活についての不安を抱える人が増えており、市内にグループホームや生活介護、短期入所の施設の確保に向け、引き続き障害福祉サービス等事業所、介護保険事業所を中心に働きかけを行います。 ○高齢障がい者のサービス利用状況等を勘案し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が適切に行えるよう相談支援事業所と連携しながら適切なケアマネジメントに努めます。 ○障がいのある人が、障害福祉サービス事業所で介護保険サービスを受けられることができるよう、共生型サービス事業所の設置を検討していきます。 	社会福祉課 (障) 介護保険担当 地域包括支援 センター

2-3 安心して暮らせる環境の整備

施策	取組	担当課
1 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<p>○障がいのある人が安全かつ円滑に移動できるよう、舗装改良等を行うなど、歩道の段差解消に努めます。</p> <p>○多くの市民が利用する公共施設について、高齢者や障がいのある人に配慮したスロープや手すりの設置等を行うとともに、その周辺道路・公園等を安全で快適に利用できるよう、面的な整備に取り組みます。</p> <p>○引き続き、兵庫県の福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが暮らしやすく活動できる、ユニバーサル社会を目指した道路空間の形成と定着を目指していきます。</p>	土木課 社会福祉課 (い)
2 外出支援の充実	<p>○市内循環バス(ゆらのすけ)や圏域バス(ていじゅうろう)、デマンドタクシー(うね・のり愛号)を引き続き運行するとともに、利用者ニーズの把握や利便性向上に努め、利用促進を図ります。</p> <p>○高齢化等に伴う免許返納等に対応するため、時代に合った新たな交通施策を関係部署と調整しながら、今後のあり方について検討していきます。</p>	企画政策課
3 移動支援の充実	<p>○障がい者福祉タクシー利用助成を継続するとともに、重症心身障がい者(児)が市外の事業所を利用するための移動支援制度の創設に向けて取り組みます。</p>	社会福祉課 (障)
4 住宅のバリアフリー化の推進	<p>○住宅改造助成事業を実施し、段差解消などの工事の助成をすることで、障がいのある人等が安心して在宅生活を送ることができるよう努めます。</p>	社会福祉課 (障) 介護保険担当
5 グループホームの確保	<p>○グループホーム利用者の家賃助成を継続し、グループホームの活用の促進を図ります。</p> <p>○障がいのある人の地域移行、また親亡き後の居住場所として、グループホームの位置づけはますます重要となっているため、サービス提供事業所と連携を図り、グループホームの受け入れ体制の充実を図ります。</p> <p>○医療支援型グループホームの運営を支援し、日常生活において医療的ケアを必要とする障がいのある人が安全・安心にグループホームを利用できるよう努めます。</p>	社会福祉課 (障)
6 市営住宅の整備・活用	<p>○千鳥団地に設置されている車いす専用住宅(5戸)の積極的な活用を行います。</p> <p>○赤穂市営住宅長寿命化計画(令和5年3月改定)において、予防保全型の維持管理とすることを定</p>	市民課

	め、また高齢者等への対応については、福祉部局と連携を図ります。	
--	---------------------------------	--

2-4 防災・防犯対策の充実

施策	取組	担当課
1 避難行動要支援者名簿の登録促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報等を活用し、障がいのある人等の自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、自治会・民生委員等とも連携して避難行動要支援者名簿の整備に努めます。 ○避難行動要支援者名簿台帳システムを利用して、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できる体制を整えます。 	社会福祉課 (い)
2 防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○国や兵庫県から必要な防災情報があった場合には、市ホームページや携帯メール（赤穂市防災情報ネット）において迅速・的確に配信するとともに、携帯メール登録者の拡大に努めます。 ○ハザードマップの改定時に全戸配布を実施し、防災に関する広報記事や情報については、さらにわかりやすく市広報やホームページ等に掲載、配信できるよう努めます。 	危機管理担当
3 災害時対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の確保に努めるとともに、災害時の対応については、「避難行動要支援者名簿」への登録の呼びかけや、地域ぐるみの支援体制を、引き続き進めていきます。 ○「避難行動要支援者マニュアル」、「避難所運営マニュアル」等に基づいた対応がとれるよう、市職員に各マニュアルの周知徹底を図ります。 	危機管理担当
4 安心見守りコールの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○広報や「在宅福祉サービスのしおり」、民生委員への研修をつうじて、援護を必要とするひとり暮らしの重度身体障がいのある人および高齢者が、在宅で安心して生活できるよう、「安心見守りコール」の周知・啓発を図ります。 ○基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどの相談機関と連携を図りながら、対象者の把握に努めるとともに、設置希望者の円滑な利用に向けた協力体制の調整を行います。 	社会福祉課 (い)
5 消費生活センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォンの普及によるネット被害や、障がい特性を逆手にとった詐欺など、障がいのある人の契約や商品購入時等のトラブルの解決に努めます。 ○赤穂市消費者協会と共催している「生活講座」や「消費者力向上講演会」等、定期的講座を開催し、監護者、支援者等への消費生活についての正しい理解の促進と意識啓発を図ります。 	市民対話課

2-5 経済的な支援

施策	取組	担当課
1 所得の保障に関する制度の周知	<p>○障がいのある人に対する経済的な支援として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当などを支給するとともに、障がい者施策一覧を毎年度更新し、広報やホームページ、窓口で各種施策の情報提供に努めます。</p> <p>○日本年金機構等の関係機関と連携し、国民年金制度の周知に努めます。</p>	社会福祉課 (障) 医療介護課
2 医療費負担の軽減	<p>○自立支援医療費の給付により、医療費の負担軽減に取り組みます。</p> <p>○市の単独事業として、重度障害者医療費助成制度における障がい区分の一部および所得制限の拡充や、県制度外の公費医療適用時の医療費助成の実施などにより、医療費の負担軽減に取り組みます。</p> <p>○障害者資格所管課との連携を見直し、より円滑な受給資格の把握に努めます。</p>	社会福祉課 (障) 医療介護課
3 経済的な支援策の周知	<p>○障がい者福祉タクシー利用助成を引き続き実施するとともに、タクシー料金の1割減免やJR運賃の減免、高速道路料金の減免制度など各種施策の周知に努めます。</p>	社会福祉課 (障)

2-6 権利擁護の推進

施策	取組	担当課
1 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知・啓発	<p>○障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や市職員に対し、障がいへの理解を深める研修会を実施するとともに、市職員に職員対応マニュアルの徹底を図ります。</p> <p>○障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨・内容について、広く周知・啓発に取り組みます。</p>	社会福祉課 (障)
2 福祉サービス利用援助事業	<p>○判断能力に不安のある高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人で、本人の利用意思が確認できる人に対し、「福祉サービスの利用支援」「日常的金銭管理」「通帳・印鑑・公的書類等の保管などの支援」を行っており、引き続き「あこう社協だより」に事業を掲載し、社会福祉協議会と連携を取って事業の利用促進に努めます。</p>	社会福祉協議会
3 成年後見制度の周知・活用	<p>○成年後見制度を必要とする人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、3市3町の共同で開設した「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及や利用促進、専門職による相談支援、市民後見人の養成・支援を行います。</p>	社会福祉課 (い)
4 虐待ゼロに向けた取組の推進	<p>○虐待防止にかかる相談・対応を行っていくとともに、障害者虐待防止センターとして、関係機関と連携しながら、虐待ゼロに向けて取り組んでいきます。</p>	社会福祉課 (障)

基本目標3. 一人ひとりに応じた働き方への支援

3-1 一般就労に向けた支援

施策	取組	担当課
1 就業支援や職業訓練の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度より就労準備支援事業を開始し、ハローワークと連携して雇用促進奨励費助成等の活用を促進するとともに、就業サポート相談会を開催し、関係機関と連携して就業支援を行います。 ○2か月に1回就業サポート相談会をひめじ若者サポートステーションと連携して開催し、就業支援を行います。 ○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、障がい者雇用制度に関する周知・啓発に取り組みます。 ○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携し、企業にトライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職業訓練の機会提供の促進に努めます。 	社会福祉課 （保） 社会福祉課 （障） 商工課
2 さくら園の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○さくら園（就労移行支援事業）を運営し、就労移行支援事業のサービスを希望する方へ就労に向けた取組や就労アセスメントを行い、一般就労に向けた訓練および働く場の充実に取り組みます。 	障害福祉 サービス事業所 （さくら園）
3 働きやすく・働き続けられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度より就労準備支援事業を開始し、ハローワークと連携して障害者就労施設や施設で働く障がいのある人への理解を深め、一般就労の一層の促進に努めます。 	社会福祉課 （保） 社会福祉課 （障）
4 就業に関する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用促進月間に、障がい者雇用に関する啓発を行います。 ○障がいのある人の就職に関して、基幹相談支援センターを中心に、随時個別ケースの相談や赤穂特別支援学校の進路相談等を行います。 ○計画相談や就労継続支援等の事業所において、一人でも多くの利用者が一般就労につながるよう、相談体制の強化を図ります。 ○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がいのある人の就労への理解を深めます。 	社会福祉課 （障） 商工課

3-2 福祉的就労の支援

施策	取組	担当課
1 福祉的就労の場の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援等のサービス提供事業所の確保を図ります。 ○一般企業のみならず一般市民にも障害者就労施設の仕事を広く周知し、受託作業の拡大、事業所の収入向上、利用者の工賃向上につなげていきます。 	社会福祉課 (障)
2 優先発注の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○優先調達推進法の施行に伴い、毎年調達方針を定め、市から優先的な発注の促進に努めます。 ○利用者の工賃向上につながるよう、市主催の行事(義士祭、シティマラソン等)や市庁舎ロビー販売等で販売機会の提供に努めます。 	社会福祉課 (障)
3 さくら園の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○さくら園の運営により、就労継続支援B型のサービスを提供します。 ○工賃向上計画を作成し、工賃向上に向けた取り組みを実施します。令和3年度から光都農林振興事務所および龍野健康福祉事務所との連携により、農福連携作業を導入し、新規作業の開拓や受注量が増えるよう施設や作業内容のPRに努めます。 	障害福祉 サービス事業所 (さくら園)

基本目標4. 保健・医療体制の充実

4-1 保健サービスの充実

施策	取組	担当課
1 乳幼児健診等、保健事業の充実	○乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）やペアレントトレーニング等を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、児童発達支援事業など、関係機関との連携に取り組みます。	保健センター
2 市民健康づくり事業、健康増進事業の充実	○障がいの有無に関わらず、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診を実施するとともに、事業の周知・啓発に取り組み、疾病の早期発見・予防、健康増進に努めます。	保健センター
3 こころのケアの推進	○増加しているこころの悩みや精神疾患の個別対応等について、赤穂健康福祉事務所と連携するとともに、広報あこうやゲートキーパー研修、ベビーレッスン時のリーフレット配布を通じて、自殺予防に関する周知・啓発を行います。	保健センター

4-2 医療とリハビリテーション体制の確保

施策	取組	担当課
1 かかりつけ医の普及・啓発	<p>○かかりつけ医の普及を図り、市民が安心して適切な医療が受けられるよう努めます。</p> <p>○市民病院と地域の医療機関が必要な診療情報の提供や、入院等の受け入れ、高度な医療機関の紹介等で連携を行い、医療を必要とする人が安心して適切な医療が受けられるよう、取り組みます。</p>	保健センター 医療課
2 小児医療の充実	<p>○市民病院において近隣の医療機関から紹介された患者に対して必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介し、小児医療の対応を行います。</p> <p>○市民病院では小児科神経外来にて発達障がいの検査、診断を行います。</p>	医療課
3 歯科診療体制の継続	<p>○相生・赤穂市郡歯科医師会附属歯科診療所を2市1町で運営し、障がいにより安全な歯科治療が困難な人に配慮した適切な治療を行うとともに、歯科診療所の周知に努め、利用者数の増加を図ります。</p>	社会福祉課 (障)

基本目標5. 子どもの健やかな成長のための支援

5-1 療育の充実

施策	取組	担当課
1 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する利用ニーズに対応するため、生活年齢と個々の育ちにきめ細かく対応できるようさらなる支援体制の充実を図ります。 ○保健センターの健診を早期支援の起点とし、特別な支援が必要な子どもの早期支援に係る連絡会等の連携体制を維持しつつ、増加する需要に対応する受け入れ体制の充実を図ります。 	あしたば園
2 障害児相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児相談支援事業所と連携して個別のニーズに沿った相談支援体制の構築を図ります。 ○自立支援協議会こども部会を機能させ、障がいのある子どもの課題等を整理し、市内における支援体制の構築に努めます。 	社会福祉課 (障)
3 放課後の居場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後や夏休み等の長期休暇中においても、療育等が継続的に受けられる支援体制の整備に努めます。 ○放課後等デイサービスは、障がい特性に応じたきめ細かい支援内容や個別ニーズに対応するため、障がい特性に応じた療育体制がとれるか十分に見極め、新規事業所の参入を働きかけます。 ○自立支援協議会こども部会の枠組みを活用して、利用者のニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。 	社会福祉課 (障)
4 途切れない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センター、保育所、幼稚園、療育機関、医療機関との連携を密に行い、支援を必要とする子どもを早い段階で把握するよう努めます。 ○支援を必要とする子どもが、個に応じたサポートを受けながら保育・教育活動に参加できるよう、継続的に関係機関で情報交換を行います。 ○「赤穂市就学のための教育連携連絡会」や中学校区ごとの「地区別連携連絡会」を定期的で開催し、連携強化を図ります。 ○保護者への丁寧な説明を行い、学齢期へのスムーズな移行を図ります。 	こども育成課 学校教育課

施策	取組	担当課
5 障がいのある子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会相談支援部会やこども部会等の枠組みを活用し、課題の整理やニーズの実現に向けた方策の検討など、障がいのある子どもの支援体制を強化します。 ○乳幼児健診と育児健康支援事業の充実に努めるとともに、あしたば園や市内療育施設、姫路こども家庭センター等の専門機関との連携を図るなど、保護者支援を含め早期かつ適切な療育を行える支援体制を構築します。 	保健センター

5-2 特別支援教育等の充実

施策	取組	担当課
1 障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な子どもの状態に応じて、幼稚園、保育所に必要な職員を配置します。 ○赤穂特別支援学校地域支援部、児童発達支援センターたんぽぽ、赤穂市保健センター等との連携や、臨床心理士等による発達相談の実施により、発達に関する専門的な相談に対応する体制の充実を図ります。 	こども育成課
2 教育指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園所における一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細やかで効果的な指導の充実を図るため、「個別の指導計画」の作成を促し、活用を図ります。 ○関係機関との連携を図り、入学から卒業まで一貫した長期的な支援を行うための、「個別の教育支援計画」を策定し、移行期の引継ぎにおいても活用を図ります。 ○「赤穂市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き」を活用し、全教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めます。 	学校教育課

施策	取組	担当課
3 指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就学に向けた保護者向けの啓発プリントの配布や「個別の相談会」を実施し、保護者・子どもに寄り添った就学指導ができるよう取り組みます。 ○多様な学びの場として、特別支援学校、特別支援学級、通常学級における通級指導、通常学級の4つについて、それぞれのカリキュラムや定数および対応できる配慮について正しい情報の提供や保護者に寄り添った丁寧な就学支援に努めます。 ○特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園所および関係機関がさらに日常的な情報交換ができるよう、連携強化を図ります。 ○赤穂特別支援学校のセンター的機能を活用し、教職員に対して専門研修を実施するとともに、個別の対応について助言を受けながら、保護者・子どもに寄り添った支援につながるよう、取り組みます。 	<p>学校教育課 こども育成課</p>
4 学校等施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童生徒と入学等に配慮し、学校園所との連携を図り、障がいの特性に応じた整備、バリアフリー化を進めます。 	<p>教育総務課</p>
5 アフタースクール(放課後児童健全育成事業)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童の受け入れにあたって、放課後児童支援員等の加配配置、研修会への参加を促進するなど、受入体制の充実を図ります。 	<p>生涯学習課</p>